

広報紙「社協ちがさき」の広告掲載について

社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉協議会（以下、本会という）では、次の内容で広報紙「社協ちがさき」の有料広告を募集します。

《社協ちがさき発行内容》

●規格

タブロイド版 4 ページ （1, 4 ページ…カラー、2, 3 ページ…2 色刷り）

●発行部数

約 86,000 部

●発行回数

年 3 回（7 月 15 日号、11 月 15 日号、3 月 15 日号）

●配布方法

- ・市内全戸配布（各自治会に世帯数分配布）、市内公共機関（公民館、コミュニティセンター、市立病院他）へ配布
- ・茅ヶ崎市広報「広報ちがさき」へ折込み、JR の市内各駅、辻堂駅

《広告掲載についての条件》

●広告欄

1 ページ下段 2 枠（1 枠 5.2cm × 12 cm）

4 ページ下段 2 枠（1 枠 5.2cm × 12 cm）

●掲載料 複数枠を一括で申し込みすると割引金額となります。

延べ枠数	金額	1 枠当たり
1 枠分	30,000円	30,000円
2 枠分	54,000円	27,000円
3 枠分	75,000円	25,000円
4 枠分	92,000円	23,000円

※ 4 枠以上は、1 枠あたり 23,000 円となります。

※ 連続掲載申し込み期間は最長 2 年です。

※ 掲載欄は先着順になります。

●年間掲載料

延べ枠数	金額	1 枠当たり
1 枠分	25,000円	25,000円
2 枠分	40,000円	20,000円

例)

①7月15日号と11月15日号に各1枠掲載のお申し込みの場合は、
→「2枠分」の料金で、54,000円となります。

②7月15日号に2枠、3月15日号に1枠掲載のお申し込みの場合は、
→「3枠分」の料金で、75,000円となります。

● 掲載できない広告

- ①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）
第2条（第2項及び第3項を除く。）に規定する営業に係るもの又はこれに類するもの
- ②貸金業の規制等に関する法律（昭和53年法律第32号）第2条に規定する貸金業
に係るもの
- ③商品取引所法（昭和25年法律第239号）第2条第8項に規定する先物取引に係
るもの
- ④たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条に規定する製造たばこに係るもの
- ⑤消費者保護の観点からふさわしくないもの
- ⑥法律の定めのない医療類似行為に係るもの
- ⑦労働者の募集に係るもの
- ⑧公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのあるもの
- ⑨政治団体又は政治活動に係るものと認められるもの
- ⑩宗教活動に係るものと認められるもの
- ⑪迷信若しくは非科学的と認められるもの
- ⑫特定の事項についての主義又は主張に係るもの
- ⑬世論が大きく分かれているもの
- ⑭個人の宣伝に係るもの
- ⑮本会事業に支障があると認められるもの
- ⑯暴力団等の非合法組織若しくはその関連企業又は前身が非合法組織であった企業に
係るもの
- ⑰前各号に掲げるもののほか、本会が適当でないと思つたもの

●申込方法

先着順に受付けます。

申込書（本会ホームページよりダウンロード、もしくは本会窓口にて配布）に記入のうえ、広告案と共に、本会窓口へ直接提出してください。

●申込受付

原則として、発行日の3ヶ月前から30日前まで

●掲載料の支払

広告掲載決定後、窓口で現金一括払い（前払い）もしくは銀行振込。

発行日の30日前までにお支払いください。

【振込口座】さがみ農協 茅ヶ崎支店 （普）5523484

フク社会福祉法人 チガサキシヤカイフクシキョウギカイ茅ヶ崎市社会福祉協議会 カイテウ会長 イシイ石井 アキラ昭

●問い合わせ先

〒253-0044 茅ヶ崎市新栄町13-44 農協ビル2階

社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉協議会 広報担当

電話) 0467 (85) 9650 FAX) 0467 (85) 9651

受付時間) 平日 8:30~17:15 (土日、祝祭日休み)

メールアドレス) shakyo-chigasaki@nifty.com

ホームページ) <http://www.shakyo-chigasaki.or.jp>